

人員に関する基準

1 勤務体制の確保について

基準

「指定訪問介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。」

【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について第3の一の3(20)①】

事例

- ✓ 訪問介護職員が他事業所の職を兼務しているが、その兼務関係及び各職種の勤務時間について、勤務表上明らかにされていない。

指導・ポイント

- 職員の兼務関係及び各職種の勤務時間について、勤務表上明確に記載すること。